第十一条第一項第五号中「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の下に「（平成十二年法律第百一号）」を加え、同項第十一号を削り、同項第十二号中「資産形成」の下に「（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第一条の二第六項に規定する資産形成をいう。）」を、「内閣法」の下に「（昭和二十二年法律第五号）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同条第二項中「ついては監督局」を「ついては銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局」に、「同項第十三号」を「同項第十二号」に、「及び監督局」を「及び銀行・証券監督局」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出し中「総務課」を「文書課」に改め、同条第一項中「総務課」を「文書課」に改め、同項第五号中「こと」の下に「（総合政策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第十一号中「事務」の下に「（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。）」を加え、同項第十二号から第十四号までを削り、同項第十五号を同項第十二号とし、同条第二項中「、同項第五号及び第十二号に掲げる事務については総合政策課の所掌に属するものを」を削り、同条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条の見出しを「（課の設置）」に改め、同条中「総合政策局に」を「金融庁に、企画市場局、銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局に置くもののほか」に改め、「及び検査監理官一人」を削り、「総務課」を「文書課」に、「リスク分析総括課」を「国際課」に改め、同条を第九条とする。

第一章第三節第一款の款名を次のように改める。

第一款　局に属しない課

第一章第二節に次の一条を加える。

（資産運用・保険監督局の所掌事務）

第八条　資産運用・保険監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　次に掲げる者の監督に関すること。

イ　銀行業を営む者（主としてインターネットを利用して金融サービスを提供する者その他の金融庁長官が定める者に限る。）

ロ　銀行持株会社（その子会社とする銀行が全てイに掲げる者である者に限る。）

ハ　銀行代理業を行う者（その所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。第三十条第一項第四号及び第三十一条第一項第一号ハにおいて同じ。）が全てイに掲げる者である者に限る。）

ニ　電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者

ホ　認定電子決済等取扱事業者協会、認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会及び認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会

ヘ　電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第九十二条の五の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、水産業協同組合法第百十条第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業又は商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者

ト　認定電子決済等代行事業者協会、認定信用金庫電子決済等代行事業者協会、認定労働金庫電子決済等代行事業者協会、認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会、農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、水産業協同組合法第百十五条に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会、認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会及び認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

チ　保険業を行う者

リ　保険持株会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。第二十九条第一項第一号ロにおいて同じ。）

ヌ　船主相互保険組合

ル　生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

ヲ　保険業法第百二十二条の二第二項に規定する指定法人（第二十九条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）

ワ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関（第二十九条第一項第一号ヘにおいて「指定紛争処理機関」という。）

カ　金融商品取引業を行う者（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為を行う場合における当該金融商品取引業を行う者に限る。）

ヨ　投資法人

タ　投資運用関係業務受託業者

レ　認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体（金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係る業務を行う場合における当該認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体に限る。）

ソ　確定拠出年金運営管理業を営む者

ツ　前払式支払手段発行者

ネ　資金移動業を営む者

ナ　電子決済手段等取引業を行う者

ラ　暗号資産交換業を行う者

ム　認定資金決済事業者協会

ウ　金融サービス仲介業を行う者

ヰ　認定金融サービス仲介業協会

二　保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

三　保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等（保険業法第二百六十条第一項に規定する保険契約の移転等をいう。第二十九条第一項第三号において同じ。）の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。

四　損害保険料率算出団体の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

五　自動車損害賠償責任共済に関すること。

六　電子記録債権の電子記録に関すること。

七　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策（金融機関等（前条第二項に規定する金融機関等をいう。第三十二条第一項第二号において同じ。）による先端的な技術の活用に係るものに限る。）の推進に関すること。

2　前項の場合において、同項第一号イからワまで及びソからムまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第四号及び第六号に掲げる事務については銀行・証券監督局の所掌に属するものを、同項第一号カからレまで、ウ及びヰに掲げる者の監督に関する事務については銀行・証券監督局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。

第十三条を次のように改める。

（国際課の所掌事務）

第十三条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　金融庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（総合政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

三　金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

第十四条中「三課」を「四課」に、「総務課」を「総務課、信用課」に改める。

第十五条第一項中第九号から第二十一号までを削り、第二十二号を第九号とし、第二十三号を第十号とし、第二十四号から第二十九号までを削り、第三十号を第十一号とし、第三十一号を第十二号とし、第三十二号を第十三号とし、第三十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案に関すること。